

令和4年度第1回空家等対策協議会

①空き家対策月間の実施

国が10月に実施している住生活月間に合わせて、町でも10月を空き家対策月間として集中的に空き家対策を実施し相乗効果を図る。

- A. 空き家相談会
- B. ニーズ別通知の送付
- C. 「広報にのみや」へ特集記事掲載
- D. SNSを利用した情報発信
- E. 現地見回り

【住生活月間とは？】

「住生活基本法」で目的としている「国民の豊かな住生活の実現」のために、関係機関・団体等が「住生活(空き家を含む)」に関する幅広い分野を対象に広報活動や各種イベントを行っている。

A.空き家相談会

建築士及び宅建士を相談員とし、利活用を目的とした【リフォーム】【耐震】
【売買】【賃貸】などの相談を受け付ける。

B.ニーズ別通知の送付

実態調査時に実施したアンケートを基に、所有者それぞれに合った内容の
チラシを作成し、送付する。

EX)将来的に利用する予定がある所有者には、シルバー人材センターの
「空き家の見回り作業」をお知らせを送付。

C.「広報にのみや」へ特集記事掲載、D.フェイスブックを利用した情報発信

「空き家バンク」×「移住」をテーマに、広報紙・SNS(Facebook)を使った情報発信を実施する。

E.現地見回り

地区等から適正管理の相談があった空き家(通知送付済)を対象に、現地確認を実施する。管理行為がなされていない場合は、再度通知を送付し、対応を促す。

②解体・リフォーム補助の実施

●解体補助

管理不全の空き家の解消を目的に、解体補助を実施。

●リフォーム補助

利活用の促進を目的に、リフォーム補助を実施。(空き家バンク登録物件のみ)

解体・リフォームとも

工事費の1/2(最大50万円)補助

③適正管理通知の送付

適正管理の相談を受けた場合、所有者に対し通知を送付する。

通学路に面する空き家の相談が多くなってきており、児童・生徒の安全を守るためにも、強く対応を求めている。



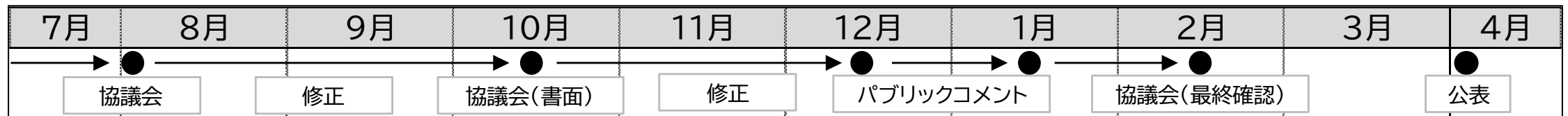
通知文及び添付写真に通学路であることがわかるよう工夫して送付する。

※6月には通学時間帯に写真を撮影し、通知文に添付した。

改定の目的

空家等対策計画の策定から5年が経過し、社会情勢や町の空き家の状況も変化している。その中で、空家等対策として取組むべき内容を見直し、計画に記載する必要がある。

改定のスケジュール



計画の改定案は別紙へ